

平成28年度

事業計画書

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

目 次

I	平成28年度事業運営方針	1
II	事業計画内容	
1	後継者等対策事業（公益目的事業1）	2
（1）	新規就業者支援事業	2
（2）	経営活動促進事業	3
（3）	都民交流事業	4
（4）	林業労働力確保支援センター事業	5
（5）	情報提供・普及啓発事業	6
2	経営安定対策事業（公益目的事業2）	7
（1）	農作業サポーター支援事業	7
（2）	チャレンジ農業支援事業	7
（3）	農地保有合理化事業	8
（4）	農地中間管理事業	9
（5）	農林水産物認証取得支援事業	10
3	生産安定対策事業（その他の事業1）	11
（1）	野菜価格安定対策事業	11
（2）	畜産振興事業	12
4	森林整備事業（公益目的事業3）	14
（1）	分収林事業	14
（2）	都民との協働による森林づくり事業	16
（3）	都行造林事業	17
（4）	森林循環促進事業	18
（5）	木質バイオマス事業	20
（6）	森林を守る都民基金事業	21
（7）	情報提供・普及啓発事業	21
5	緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）	23
（1）	緑の募金事業	23
（2）	苗木生産供給事業	25
6	試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）	26
（1）	農林総合研究センター事業	26
（2）	農林水産資源拡大事業	30
（3）	環境保全型農業の推進事業	32

Ⅲ 法人管理

1	評議員・評議員会	33
2	理事・理事会	33
3	内部管理の推進	33

Ⅳ 参考資料

1	組織の概要	34
(1)	機構	34
(2)	組織	37
(3)	職員数	38
2	事業計画総括表	39
3	収支の概要	41

経営方針

- 1 都の農林水産業振興施策の一翼を担いつつ、公益性の高い事業を実施する。
- 2 常に地域経済に貢献できる試験研究・開発を行い、都民と地域社会の期待に応じていく。
- 3 公益財団法人としてコンプライアンスを徹底し、常に都民の信頼を得る。

I 平成28年度事業運営方針

近年、我が国の農林水産業を取り巻く環境は、輸入農産物の増加等に伴う収益性の悪化や農林漁業者の高齢化など、一層厳しさを増している。さらに、昨年10月のTPP交渉の大筋合意により、今後は農業分野でも国際的な競争力の強化が極めて重要となる。そのため、国は農地の大規模化や農協改革などの様々な施策を打ち出すとともに、昨年4月の都市農業振興基本法の成立により、都市農業の経営基盤強化に取り組むなど、大きな変革期にさしかかっていると見える。

東京の農林水産業は、都民に身近な生産地として新鮮で安全な食料を供給するとともに、緑豊かな農地や森林は、都民の快適な生活環境の確保や地域の景観形成に重要な役割を果たしている。さらに、緑地機能や災害時のオープンスペース機能、生物多様性を保全する自然環境の維持機能、ヒートアイランド防止機能など多くの重要なはたらきを備えている。

以上のように、東京における農林水産業の意義と役割を十分に認識し、東京の農林水産業を振興、発展させることは、将来にわたる重要な課題である。

当財団は、東京都、区市町村及び関係団体と密に連携しながら、東京の農林水産業を活力ある産業として発展させ、かつ農地や森林が持つ多面的機能を十分発揮させるため、農業後継者の育成や経営支援、森林の整備、種畜・種苗の供給など様々な事業を展開し、着実に事業効果を出していくよう努めていく。試験研究部門においても、農畜産物の品種改良や新しい生産技術の開発などを行い、都民や農林水産業者のニーズに応えるため、農林水産業の発展を技術面から支えていく。

さらに、開催まであと4年となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、財団が持つ経営資源を活用し、大会成功へ貢献するという使命感のもとに事業を運営していく。

また、内部管理においては、引き続き、コンプライアンス及び情報の共有化を徹底し、公益財団法人に求められる透明性の高い一体化した組織として事業運営を行っていく。さらに、財団の自主性を高めるための固有職員の育成、災害等に対する危機管理能力の維持・向上などに努めていく。

Ⅱ 事業計画内容

1 後継者等対策事業（公益目的事業1）

将来の農林水産業を担う後継者等に対し、各種研修への参加や自主研究活動等の奨励、配偶者確保等の支援を行う。また、新しい事業展開や経営の高度化を目指す農林水産事業者に対し、技術習得の支援などを行うことにより、活力ある東京都の農林水産業と都民生活に寄与する。

なお、これらの事業を行うにあたっては、区市町村、農業団体との連携を図りながら進めていく。

（1）新規就業者支援事業

農林水産業に就業する際に必要な技術的研修等の各種支援を行う。

① 青年等就農促進事業

東京都から指定を受けた「青年農業者等育成センター」として、青年農業者等（新規就農者及び就農希望者、農業後継者）の円滑な就農を支援する。

ア 就農支援活動

就農啓発等のための広報活動及び就農促進のための企画会議等の開催、調査活動を実施する。

イ 就農相談活動

相談員を配置して、就農相談に対応し、新規就農等を支援する。

ウ 新規就農者動向・実態調査

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに都内各区市町村に就農した者を調査し、その動向を把握する。また、その対象者に対して、就農時と現在の経営状況、生産や販売の考え方等について実態調査を行う。

エ 青年農業者等育成

東京都農林水産業技術交換大会の開催（年1回）、全国農業青年交換大会等への派遣など青年農業者の啓発、研究、交流活動を支援する。

オ 研修受入農家実態等調査及び現地農業体験研修等の実施

都内の農業者に対して、就農希望者等の農業研修の受け入れに関する事前調査を実施するとともに、就農希望者等に対して5日間の短期農作業体験、20日間の技術習得の研修等を実施し、就農を促進する。

カ 就農支援資金債権管理

新規就農者に無利子で貸し付けた、就農に必要な資金（研修資金、準備資金、施設資金）の債権を管理する。

② 農業後継者育成事業

東京の農業を担う農業後継者の資質の向上を図るため、各種研修への参加や開催支

援を行なう。また、農業後継者の配偶者確保を目的とした交流会を実施し、後継者がパートナーを得て東京農業の安定した担い手に育つよう支援する。このほか、女性農業後継者やこれから就農しようとする農業後継者の交流等の支援を行う。

ア 就農のための技術研修助成

新規就農者や農業後継者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及びその向上のために受講する以下の研修に対し助成する。

- ・公立研究機関及び先進経営体への研修（対象：10名）
- ・八丈町・神津島村・大島町での農業担い手育成研修センターでの研修（対象：6名）
- ・その他、財団が認める研修

イ フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援

農業後継者や新規就農者の技術習得を目的として東京都・JA中央会が開催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に協賛し、その運営費を助成する。（第12期）

ウ 意欲的農業者支援セミナーの実施

「意欲的農業者支援セミナー」を東京都と共催し、企業的経営者や認定農業者、地域農業のリーダーを目指す意欲的な農業経営者に対して、経営者マインドを持つ担い手として育成するための研修等の実施を支援する。（第7期）

エ 農業後継者とのふれあい交流会の実施（年3回）

独身の農業後継者と独身女性との魅力ある交流会を開催する。
また、女性農業後継者の親睦及び資質向上を図る交流会等を開催する。

オ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援（対象：5団体）

地域で行う農業後継者と独身女性との交流活動に対して、その運営費を助成する。

カ 農業後継者育成・支援

他産業に従事している農業後継者を対象に、就農した農業後継者の先輩や後継者同士の出会いの場や学習会等を開催して就農を支援する。（1地区）

（2）経営活動促進事業

新しい事業展開や経営の高度化・近代化のための研究及び研修活動等を促進するため、農林水産業後継者団体が行う自主的な活動を支援する。

① 自主活動支援事業

地域で抱える課題等の解決に向けた後継者団体の自主的な活動に対して支援する。

ア 自主研究活動助成（対象：10団体）

農林水産業後継者団体が実施する研究活動に対し助成する。

イ 研修活動助成（対象：40団体）

農林水産業後継者団体が主催する経営技術向上のための研修会や先進地視察に対し費用の一部を助成する。

ウ 販売促進等活動助成（対象：10件）

後継者及び後継者団体が行う知的財産の取得及び活用、農産物販売促進のための活動等に必要な費用の一部を助成する。

(3) 都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため、都民と農林水産業者との交流を図るとともに、新しい農業の担い手であるボランティアを養成する。

① 生産者と都民との交流

都民にとって身近な農地で安全・安心な農産物を提供している都市農業を持続させ、その重要性について理解を深めるとともに、生産者が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費者ニーズ等を把握するための交流活動を推進する。

ア 生産者と都民の交流活動協賛事業（対象：2団体）

各地域で開催される農業体験等を通じた都民との交流活動に協賛し、その運営に対し助成する。

イ 地産地消推進事業

- ・「地産地消」をテーマとした生産者と都民の交流会を開催する（1回）。
- ・都市農業のPRと東京農産物の消費拡大・販売促進のため、各種イベントを実施するとともに、東京産農産物のPRイベントに参加する。

② 都民と進める食と農の体験事業

都民・児童を対象に、東京農業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健康な心身と豊かな人間性を育むため、生産現場における農家との交流や体験学習活動などの食育活動を推進する。

ア 農業体験・食育事業

種まきや収穫などの農業体験、料理教室や食育講座などの食育活動を実施し、農業に対する理解促進と健全な食生活習慣を培う。

イ 畜産ふれあい体験活動事業

家畜ふれあい体験や飼養管理体験の実施、畜産物加工品作り体験を行い、畜産に対する理解促進、消費拡大を図る。

③ 東京の青空塾

地域を対象に、農業に関心を持つ都民の参加・協力により、農業者と都民との交流を図りながら、新しい農業の担い手である援農ボランティアを養成、受入農家を支援する。

ア 援農ボランティア養成

- ・養成人数：80名
- ・コース：野菜、花卉、果樹、植木の4コース
- ・養成講座（中央研修）の実施
- ・援農ボランティアの認定

- イ 地域推進組織支援
 - ・各地区の開（閉）講式、養成講座や視察研修への協力及び支援
- ウ 地域推進組織の活動促進
 - ・援農ボランティアに対する調査及びボランティア傷害保険加入手続き支援
 - ・新規参加に向けた取組みへのアドバイス等の実施
- エ 長期継続ボランティアの表彰
 - ・青空塾を修了後、5年以上の長期継続ボランティアを表彰

(4) 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援や林業従事者の育成を行うとともに、林業事業体における雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保を図る。

① 林業就業支援事業

林業への就業希望者を対象に、森林・林業に関する基礎知識及び林業労働安全教育等に関する研修を行う。

- ・研修内容：森林・林業知識、実地研修、安全講習、就業・生活相談、施設見学会
- ・研修期間：15日間 年1回 10名

② 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

林業事業体に新規就労した現場技術者を対象に、林業に必要な知識・技術を身につけられるよう体系的なプログラムに基づき集合研修及び指導・監督を行う。

- ・1年目研修 4事業体 4名（28年度都内新規就労見込）
- ・2年目研修 2事業体 2名（27年度都内新規就労者）
- ・3年目研修 4事業体 4名（26年度都内新規就労者）

③ 林業就業促進資金貸付事業

林業に新規参入しようとする者の就業の円滑化を図るため、研修への参加や林業機械の調達等の就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。

- ・就業研修資金（貸付枠：200千円）、就業準備資金（貸付枠：650千円）

④ 森の技術者育成事業

東京の地形や地質等の条件に応じて、効果的な森林作業道を設計、作設できる高度な技術者を育成する。

- ・研修日数30日間、7名

⑤ 森林整備担い手確保対策事業

森林整備の担い手である基幹現場技術者等へ技能研修を実施する。

- ・KYT（危険予知訓練）研修（1回）
- ・指導員育成研修（1回）

⑥ 林業労働環境整備事業

林業事業体の体質強化及び林業労働者の雇用環境の整備・安全衛生を確保するための支援を行うとともに、林業従事者の労働強度の低減を図り、安全で効率的な施業の促進を図る。

- ア 労働者の労働環境整備に取り組む事業主に対する、東京都の認定を受けるための改善計画の手続きのフォローや改善計画の進捗状況管理・指導
- イ 雇用管理改善セミナーや財団が取得した森林認証に対応するための研修を実施
- ウ 林業機械レンタル料等の助成（1/2助成）

⑦ 宿舍借り上げ助成事業

林業事業体が新規就業者及び季節労働力を安定的に受け入れるために必要な宿舍の借上げに要する経費を助成する。

- ・新規就業者用（8戸）及び都外雇用者用（1棟）

⑧ 地域林業雇用改善促進事業

林業雇用改善アドバイザー（1名）を設置し、林業事業体等の相談指導を実施する。

（5）情報提供・普及啓発事業

農林水産業に関する情報提供や各種イベント等を通じた普及啓発活動により、東京の農林水産業の振興に寄与する。

① 東京農業WEBサイト運営事業

東京都、農業団体等が構築したWEBサイトの管理・運営を受託し、都民に対する東京農業や農地の働き、農畜産物・特産品、食の安全・安心などの情報を総合的に発信する。

② 東京の農林水産WEBサイトの構築・運営事業【新規】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて増加する国内外からの旅行者や多くの都民に対して、WEBサイトを通じて新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や農林水産業の魅力を広くPRすることにより、東京の農林水産業に対する理解の促進を図る。

ア 東京の農林水産WEBサイトの制作

観光農園の情報やとうきょう特産食材使用店・東京島じまん食材使用店など、東京の農林水産業に関連するさまざまな情報を発信するWEBサイトを制作する。

イ 東京の農林水産WEBサイトの維持・管理

掲載する情報を、季節に合わせた内容や最新の内容に随時更新し、利用者が求める情報を提供するためWEBサイトの維持・管理を行う。

2 経営安定対策事業（公益目的事業2）

法律等に基づき行う生産者に対する経営安定対策として、以下の事業を実施する。

（1）農作業サポーター支援事業

市街化区域内農地の遊休化・低利用化を防止するため、区市・農業委員会やJA等との連携を強化し、多様な担い手を活用することにより、農地の保全・利活用を促進する。

① 農作業受託組織の育成

農作業受託組織がない地域のJAを対象に、農作業受託組織の立ち上げ支援等普及活動を展開し、農作業受託組織を育成する（研修会2回）。

② 援農サポーター等育成支援

援農ボランティアへの意向状況調査を行い、各地域や青空塾で育成された援農ボランティア等を対象に、農業機械オペレーターや果樹栽培の援農を希望する者を応募・選抜し、現地等で実践研修を実施する。また、区市の枠を超えた援農活動を促進するため、広域のボランティア登録・派遣等を行う。

（2）チャレンジ農業支援事業

農業経営のさらなる向上や新しい分野への挑戦、取引先の開拓などに取り組み、自らの農業経営を発展させようとする意欲ある農業者(個人、グループ等)に対して、財団内に設置している「チャレンジ農業支援センター」において、支援ニーズに合わせてマーケティング、流通、経営、情報等の専門家を派遣して、直接アドバイスをを行う。

① 啓発事業

農業経営に関する意欲を高めるため、講演会等を開催する。（3回）

② 相談事業

相談窓口を設置するとともに直接訪問して、農業者が抱える多様な課題の相談に乗って課題の整理を行う。（50件）

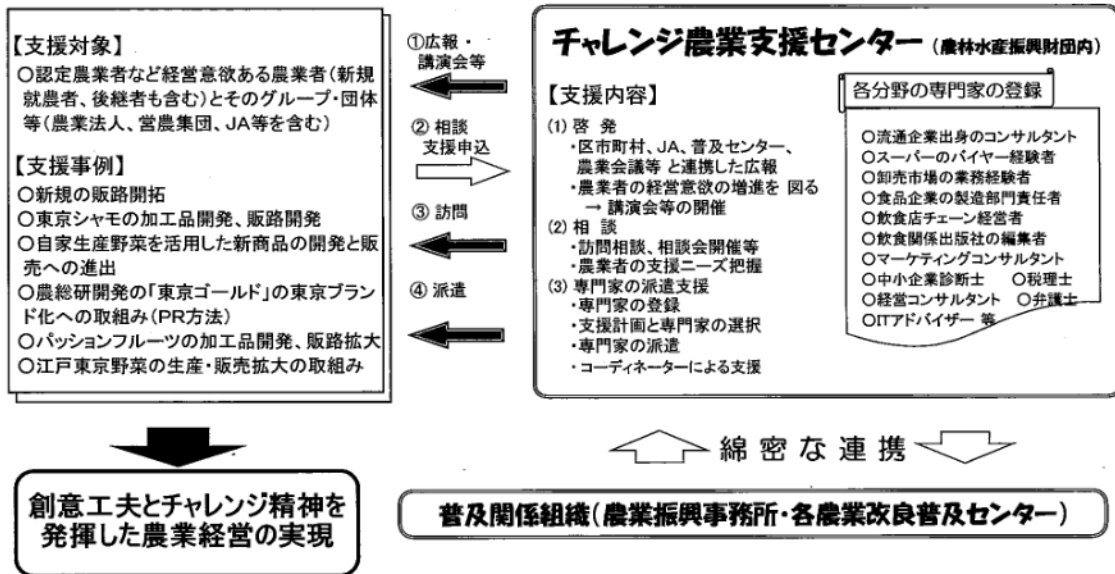
③ 専門家派遣事業

経営、マーケティング、流通、情報等の専門家を登録して、支援を希望する農業者やそのグループ等の課題の解決に向けて、財団スタッフ（コーディネーター）が農家へのヒアリングを行い、支援内容、日程等を調整したうえで適切な専門家を選考し、同行して現地での支援を実施する。（50農業者等）

④ 業務推進委員会の開催

事業の効果的推進を図るため、業務推進委員会を開催する。（2回）

【チャレンジ農業支援センターによる支援のしくみ】



(3) 農地保有合理化事業

経営規模の拡大や農地の集団化等を推進し、農業の生産基盤である農地を保全するため実施していた農地保有合理化法人としての事業実施は平成25年度末で廃止となった。しかし、これまでに農地保有合理化事業で当財団が買入れ又は借入れて現在保有している農用地等については、法律に基づき契約満了まで事業を継続していく。

平成27年度末農地保有面積及び28年度末農地保有面積(計画) 表中の()内は件数

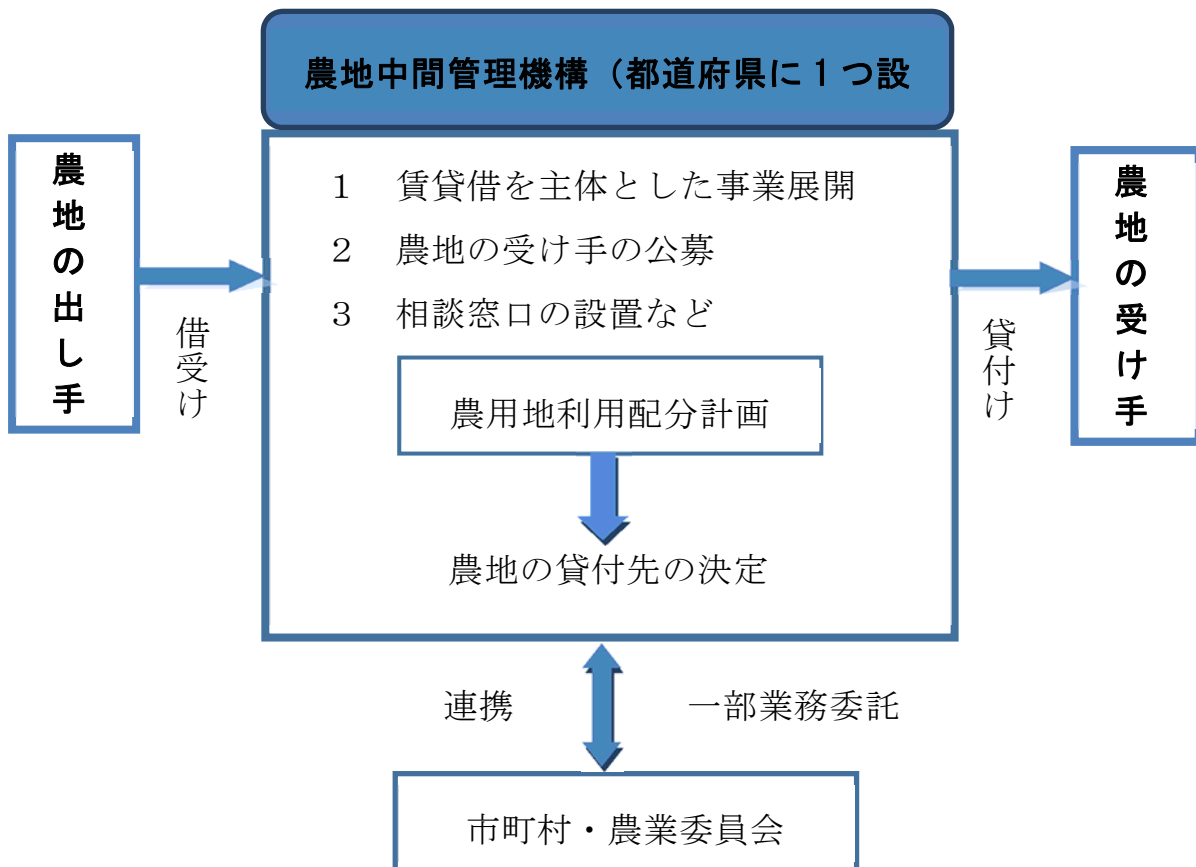
事 項 別		売買事業 (一時保有)	貸借事業 (管理)	合 計
平成26年度末保有・管理農地		8,332 m ² (2 件)	51,985 m ² (6 件)	60,317 m ² (8 件)
平成 27 年 度	売渡農地面積	—	—	—
	貸借契約解除農地面積	—	△40,657 m ² (△1 件)	△40,657 m ² (△1 件)
	平成27年度新規実績	—	—	—
	年度末保有・管理農地	8,332 m ² (2 件)	11,328 m ² (5 件)	19,660 m ² (7 件)
平成28年度計画事業整理規模		—	—	—
平成28年度末計画保有・管理農地		8,332 m ² (2 件)	11,328 m ² (5 件)	19,660 m ² (7 件)

(4) 農地中間管理事業

農地を継続的に有効活用し、担い手の経営の規模拡大等による農地利用の効率化・高度化を促進するため、農業振興地域における農地の借受け、貸付け等を行う農地中間管理機構の指定を受け、担い手への農地集積・集約化を支援する。

【根拠法令等】農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年 12 月 13 日法律 101 号)

- ① 農地中間管理機構の指定：平成 26 年 11 月 21 日
- ② 事業対象地域：農業振興地域のある市町村
八王子市、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町（計 10 市町村）
- ③ 28 年度事業実施規模：2ha
- ④ 主な事業内容
 - ア 借受けを希望する者を公募、リスト化し公表
 - イ 農地の出し手から農地を借受け（農地中間管理権の取得）
 - ウ 事業規定に基づき担い手を選定（貸し借りのマッチング）
 - エ 担い手に農地を貸し付け（農用地利用配分計画の公告）
- ⑤ その他
 - ア 事業推進
 - ・ 関係機関等と事業推進会議の実施
 - ・ 事業実施市町村との現地対策会議の実施
 - ・ 相談窓口の設置（市町村へ業務委託）
 - イ 評価委員会の開催



(5) 農林水産物認証取得支援事業【新規】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で都内産農林水産物の積極的な提供・PRを実現するため、農林水産物の認証（国際、国内）の取得を目指す農林水産事業者等に対して認証取得のための支援を行う。本事業は東京都から出えんされた基金により実施する。

① 農林水産物認証制度説明会

東京都が開催する農林水産物認証（国際、国内）に関する説明会の、講師料や会場使用料等の経費を負担する。

② 認証取得希望事業者へのコンサルタント派遣

認証取得を希望する農林水産事業者等に対して、財団が指定したコンサルタントを派遣し、必要な指導や助言を実施する。

③ 認証取得支援

認証機関による審査や認証書の発行等に必要な経費を補助する。

④ 認証維持・更新支援

認証取得後の維持更新等に係る経費を補助する。

3 生産安定対策事業（その他の事業1）

法律等に基づき、都民の消費生活を支えるとともに、野菜及び肉用牛農家に対する生産安定対策として、以下の事業を実施する。

(1) 野菜価格安定対策事業

天候などの影響により、対象野菜の市場価格が保証基準額を下回った場合に生産者に対して価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、町村、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法(昭和41・7・1法律103号)

① 出荷予約数量：3,239.4トン（うちアシタバ104.42トンは都単独事業）

② 野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

- 国：独立行政法人農畜産業振興機構へ資金造成補助を行う。
- 都：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。
- 町 村：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。
- 生産者：東京都農林水産振興財団へ資金造成を行う。

③ 補填対象野菜

8品目

こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、にんじん、アシタバ（アシタバは都単独事業）

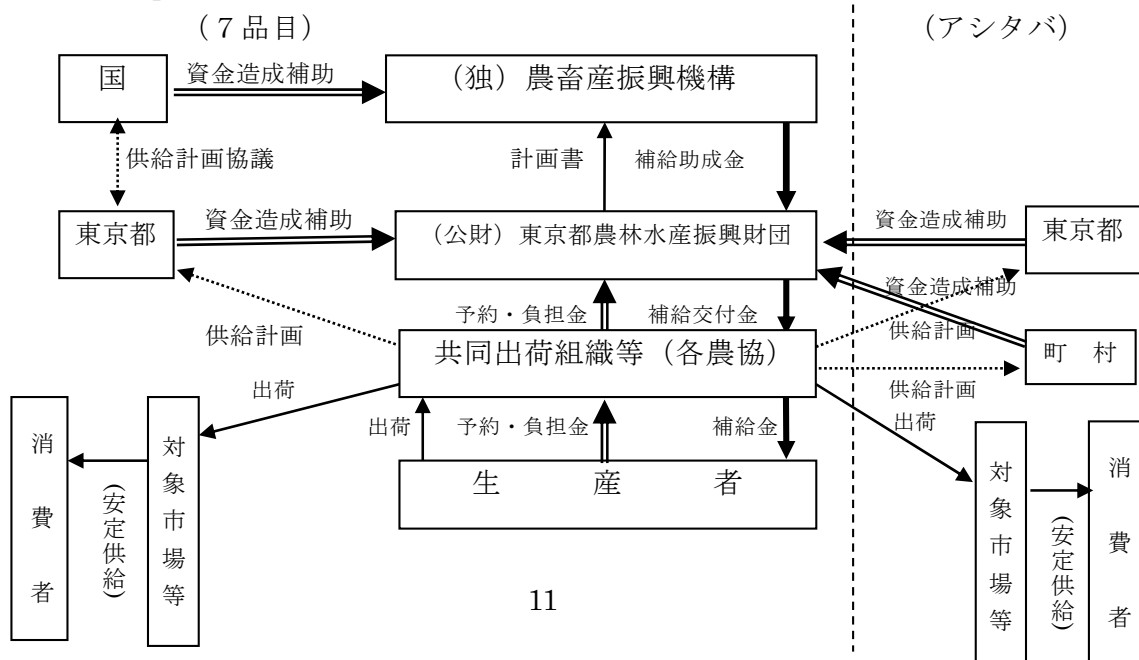
④ 造成予定額

(単位：千円)

区 分	国庫事業	都単事業（アシタバ）
国庫助成金（機構で造成）	(1/2) 33,930	0
東京都造成資金	(1/4) 16,965	(1/2) 4,800
町村造成資金	0	(1/4) 2,400
生産者造成資金	(1/4) 16,965	(1/4) 2,400
合 計	67,860	9,600

カッコ内は造成割合

【事業のしくみ】



(2) 畜産振興事業

① 肉用子牛価格安定対策事業

肉用牛生産基盤の拡大や良質な牛肉の安定供給に資するため、肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図る。

ア 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に補給金を生産者に交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63・12・22 法律98号)

・生産者積立金の造成計画

(農畜産業振興機構 1/2、都 1/4、生産者 1/4) (単位：円)

区 分	計画(頭)	積立金額
黒毛和種	104	124,800
交 雑 種	20	48,000
乳 用 種	21	134,400
合 計	145	307,200

イ 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営の安定に資する。

対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 17戸

② 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

販売した肉牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合にその差額の8割を上限として肥育農家に補てん金を交付することにより、肉牛として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

ア 補てん金の交付

肥育牛1頭当たりの月毎の平均粗収益が月毎の平均生産費を下回った場合に補てん金を生産者に交付する。

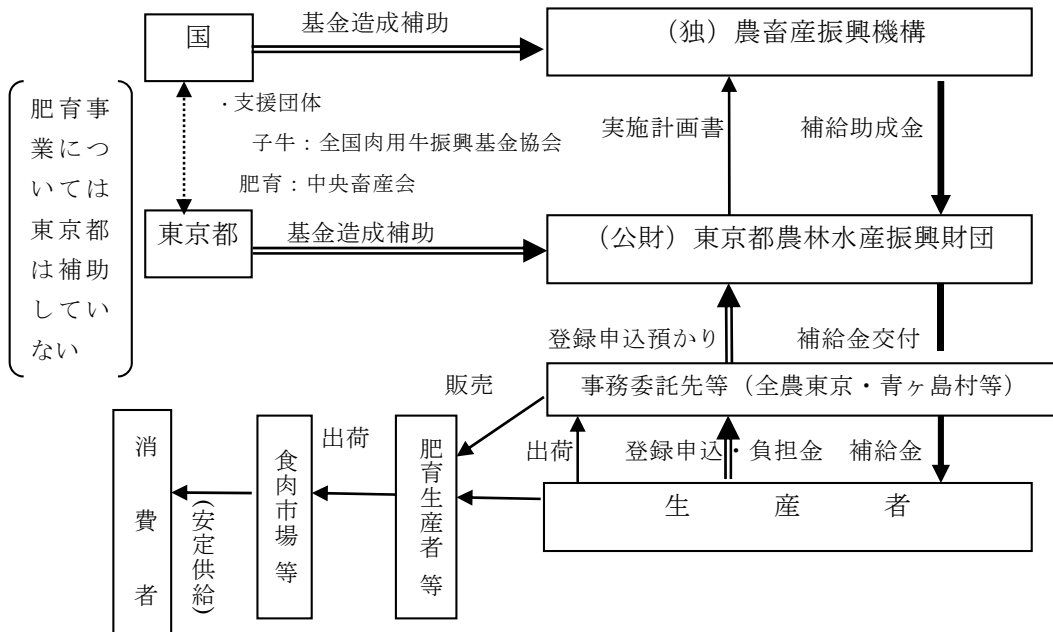
イ 生産者積立金の造成計画

(農畜産業振興機構 3/4、生産者 1/4) (単位：円)

区 分	計画(頭)	積立金額
黒毛和種	220	8,800,000
交 雑 種	10	1,000,000
乳 用 種	0	0
合 計	230	9,800,000

対象戸数 補てん金対象肥育生産者 8戸

【事業のしくみ】



4 森林整備事業（公益目的事業3）

林業の低迷により手入れの行き届かない森林が増えている。こうした森林を整備するため、分収契約や森林整備協定などにより森林所有者や都市住民などと協働して森林を整備する。

（1）分収林事業

分収林契約に基づく保育計画により、既契約地の保育管理等を行う。また、平成28年度以降に契約満了を迎える契約地の材積調査等を行う。

なお、木材価格の低迷等により、収支の悪化が懸念されるため、平成19年度以降は新規契約を中止した。

① 二者分収林

ア 二者分収造林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 6か所 13.38ha
- ・契約期間 50年間
- ・分収割合 土地所有者30%：財団70%
- ・保育管理（境界ペイント：6か所13.38ha）

イ 二者分収育林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 111か所 416.84ha
- ・契約期間 契約時～50年生もしくは80年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者20～40%：財団60～80%
- ・保育管理（間伐：2か所8.02ha、見回り管理：95か所275.05ha、境界整備：16か所70.70ha、作業路改修400m）
- ・調査等（材積調査：16か所70.70ha）
- ・28年度契約期間満了 14か所63.07ha

② 三者分収育林

都民に森のオーナーとして育林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約の状況

- ・契約地 7か所 69.84ha
- ・森のオーナー数 698名（721口）
- ・契約期間 契約時～50年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者40%：森のオーナー50%：財団10%

イ 契約地の保育管理を行う。

- ・見回り管理 32.61ha（3か所）

ウ 分収林地の処理を行う。

- ・神戸の森 7.05ha 森のオーナー数 75名（75口）

- ・ 栃寄の森 10.32ha 森のオーナー数 112名 (112口)
- ・ 川のりの森 10.57ha 森のオーナー数 113名 (113口)
- ・ 深沢の森 9.32ha 森のオーナー数 94名 (94口)

分収育林契約の処理計画及び実績

(上段：面積【ha】、下段：件数)

市町村名	処分計画及び実績							摘 要
	H22～ 23まで	H24	H25	H26	H27	H28	計	
奥多摩町	9.96		12.38	8.32	75.26	62.45	168.37	H28は三者分収を含む
	3		2	2	7	9	23	
青梅市	2.54			2.12		1.38	6.04	
	2			1		1	4	
あきる野市		0.66			3.56	12.08	16.30	H28は三者分収を含む
		1			1	2	4	
日の出町								
檜原村	1.13	30.68	11.68	2.42	2.93	24.42	73.26	H25・28は三者分収を含む
	1	6	3	2	2	6	20	
八王子市					1.40		1.40	
					1		1	
計	13.63	31.34	24.06	12.86	83.15	100.33	265.37	
	6	7	5	5	11	18	52	

※H22～H27年度は実績。H28年度は計画。

※全体 52 件のうち 47 件は二者分収育林契約、5 件は三者分収契約。

③ 奥多摩・昭島市民の森

昭島市にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・ 契約面積 1.44 ha
- ・ 契約期間 平成 16 年 5 月 1 日から平成 67 年 4 月 30 日
- ・ 分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%

イ 契約地の保育管理

- ・ 見回り管理

ウ その他

- ・ イベント調整

④ 航空電子グループの森

航空電子グループにオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・ 契約面積 1.33 ha

- ・契約期間 平成 16 年 6 月 18 日から平成 67 年 3 月 31 日
- ・分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%
- イ 契約地の保育管理
 - ・見回り管理
- ウ その他
 - ・イベント調整

(2) 都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

① 二俣尾・武蔵野市民の森

武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林の保育管理及び啓発事業等を受託して行う。

ア 整備地の概要

- ・協定地 青梅市二俣尾
- ・面積 7.02 ha
- ・協定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

イ 森林保育管理

- ・歩道整備
- ・枝打

ウ 啓発事業

- ・武蔵野市民向けの森の市民講座 年 5 回開催

エ 協議会の開催

- ・年 1 回

② 奥多摩・武蔵野の森

平成 26 年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で新たに締結した森林整備協定に基づき、森林整備を行う（当初開始年度：平成 16 年度）。

ア 整備地の概要

- ・協定地 奥多摩町氷川字逆川のシカ被害地
- ・面積 3.35 ha
- ・協定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- ・植栽樹種 広葉樹

イ 森林保育管理

- ・シカ柵等の見回り管理
- ・歩道の改修等
- ・植生調査

ウ 運営委員会の開催

- ・年 2 回

③ 都有保健保安林の利用調整等業務

東京都八王子市にある木下沢都有保健保安林に係る以下の業務を東京都から受託し、都民向け情報発信とともに、森林ボランティアグループの活動を支援する。

- ・ 都民等への情報の提供
- ・ 森林整備に協力する団体等に対する指導と調整
- ・ 森林整備に供する資材等の提供
- ・ 規模 11.70 ha

④ とうきょう林業サポート隊の運営

多摩地域の森林で植栽や下刈り等の森林整備作業を行うボランティアを募集し、サポート隊メンバーとして活動できるよう運営する。林業の専門家が指導員となり、サポート隊メンバーを基礎から指導する。経験に応じてチェーンソー等を用い、森林整備作業を担える人材育成も目指していく。

- ・ 週2回の活動（実技、座学）
- ・ 年間100名のサポート隊メンバー新規追加登録

（3） 都行造林事業

模範的な森林整備を進め、水源涵養、国土保全、森林の公益的機能を確保するとともに、林業関係者の造林意欲の向上や林業労働者の雇用の確保等により地域林業を振興するため、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の910.40haの維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき保育管理や都の処分方針に基づく事務処理を行う。

① 事業内容

- ア 保育施業の委託(施業計画に基づき保育等を行う)
- イ 造林地の管理
- ウ 造林地契約事項に係る事務処理
- エ 造林地台帳の整理
- オ 造林処分地の調査

② 対象林

造林事業名	施業面積(ha)	施業内容
御大典記念	68.29	標柱整備・境界刈払・歩道整備
紀元2600年記念	74.91	標柱整備・境界刈払・歩道整備
御成婚記念	291.29	枝打・標柱整備・境界刈払・歩道整備
オリンピック記念	133.60	標柱整備・境界刈払・歩道整備
多摩森林育成	342.31	間伐・枝打・標柱整備・境界刈払・歩道整備
合計	910.40	

③ 処分状況

年度	年度当初施業面積	契約解除など処分状況
26	963.57ha	処分面積 38.39ha (御成婚記念 16.72ha 御大典記念 15.67ha オリンピック記念 6.00ha) <うち花粉事業による処分 20.90ha>
27	925.18ha	処分面積 14.78ha (御成婚記念 14.78ha) <うち花粉事業による処分 9.50ha>
28見込	910.40ha	処分面積 57.20ha (御成婚記念 4.00ha 御大典記念 7.00ha 2600年記念 46.20ha) <うち花粉事業による処分 11.00ha>

※ 施業面積は、除地を除く管理面積のことであり、契約面積とは一致しない。

※ 処分面積は、契約解除をした面積として契約面積を記載している。

(4) 森林循環促進事業

平成 18 年度からスギ林を伐採して花粉の少ないスギ等に更新する主伐事業を実施してきた。平成 27 年度からは民間主体の伐採への支援も行うなど事業の仕組みを再構築し、森林循環を促進し、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る事業を 10 年間の計画で実施している。また、花粉の少ない森づくり運動を展開して、企業や都民等と連携した森林整備を行う。

① スギ・ヒノキ林の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者と財団との間で立ち木の買取り及びその跡地の森林整備に関する契約を締結する。財団は当該契約地の立ち木を伐採・搬出し、販売する。その後、財団は伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽し、20 年間又は 30 年間保育管理を行う。

・主伐契約の年度別計画 (単位: ha)

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	計
計画	50	50	55	55	60	60	55	55	50	50	540

② 貯木場の管理運営

伐採した木材を貯留し、仕分けるため、平成 20 年度に設置した貯木場の管理運営を行う。

- ・所在地: 青梅市新町 6 丁目
- ・敷地面積: 13,584 m²
- ・貯木面積: 約 11,000 m² (格納庫兼管理棟、駐車場を除く)
- ・格納庫兼管理棟: 1 棟
- ・作業機械: グラップル付ホイールローダ (1 台)、グラップル付トラック (1 台)
フォークリフト (2 台)

③ 木材の販売

伐採した木材を用途別に仕分けて販売する。

・販売計画 (単位：m³)

区分	計画
A材（建築用）	8,400
B材（合板用）	3,500
C材（チップ用）	9,000
計	20,900

<参考>平成27年度計画：20,900 m³

④ 主伐材搬出補助

民間の伐採搬出を促進するため、伐採された材の運搬経費の一部を補助する。

⑤ 花粉の少ない森づくり運動

花粉の少ない森づくりへの都民の理解・協力を得るため、東京都と連携して「企業の森」事業、「花粉の少ない森づくり募金」活動及び「森づくり支援倶楽部」の運営を行う。

ア 企業の森

事業に賛同する森林所有者、企業・団体と森林整備に関する10年間の協定を締結して、企業・団体に花粉募金、森林整備費等相当額を寄附してもらう。企業・団体は森林に名前をつけ現地に看板を設置し、植栽・下刈りなどのイベントを行うなど、社員研修の場として活用できる。

なお、平成28年度の「企業の森」の新規契約目標数は2件とする。

<「企業の森」契約締結実績>

	協定名称	年度	面積 (ha)	所在
1	企業の森・東芝（御岳）	19	4.72	青梅市御岳
2	東芝府中・日の出の森	19	1.75	日の出町大久野
3	武蔵野水道・時坂の森	19	3.21	檜原村本宿
4	企業の森・黒田電気（青梅）	19	0.65	青梅市裏宿町
5	企業の森・NTTコムウェア（青梅）	20	3.14	青梅市柚木町
6	企業の森・エムオーテック（あきる野）	20	3.56	あきる野市小和田
7	企業の森・東芝府中（青梅）	21	3.17	青梅市成木
8	企業の森・ネットヨタ多摩（青梅市成木）	21	2.47	青梅市成木
9	新宿の森 あきる野（企業の森）	21	3.73	あきる野市戸倉
10	サントリー天然水の森 奥多摩（企業の森・サントリー（檜原））	21	13.00	檜原村人里
11	企業の森・いなげや（青梅）	22	0.93	青梅市富岡
12	企業の森・東栄住宅（あきる野）	22	2.89	あきる野市小和田

13	企業の森・カナデン（青梅）	22	0.46	青梅市柚木町
14	美しい多摩川フォーラムの森（青梅）	22	1.59	青梅市柚木町
15	東京都交通局・100年の森（青梅）	23	1.25	青梅市富岡
16	企業の森・社団法人青梅法人会（長淵）	23	1.61	青梅市長淵
17	企業の森・リコーロジスティクスグループ（御岳）	23	1.76	青梅市御岳
18	日野自動車 70周年の森（御岳）	24	2.29	青梅市御岳
19	企業の森・清和総合建物（御岳）	24	0.45	青梅市御岳
20	グリーンアークの森（御岳）	25	5.10	青梅市御岳
21	企業の森・あくなき創造の森（青梅柚木）	25	1.16	青梅市柚木町
22	富士通グループ・あきる野 企業の森	26	0.73	あきる野市引田
23	企業の森・環境ステーションの森（檜原）	26	1.57	檜原村字上元郷
24	サントリー天然水の森 とうきょう秋川（企業の森）	27	0.99	あきる野市引田
25	日本事務器・あきる野引田 企業の森	27	0.21	あきる野市引田
27年度末合計		25件	62.39	

イ 花粉の少ない森づくり募金

都民や企業等への募金活動を行い、寄せられた募金は、「花粉の少ない森づくり」（主伐事業）の費用に充てる。

- ・募金目標額 11百万円

ウ 森づくり支援倶楽部

会費は、花粉の少ない森づくりの普及・啓発活動に充てる。

<平成27年度会員数>

- ・個人会員 355名（正会員234名・サポート会員121名）
- ・法人会員 23団体（賛助会員9団体・特別会員14団体）

（5）木質バイオマス事業

「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の一環として、下水汚泥の焼却時の都市ガス使用量を減らし、二酸化炭素の排出削減を図るため、森林循環促進事業で伐採された原木を原料としたチップ生産を行い、東京都下水道局へ供給する。

また、多摩産未利用材の利用拡大を図るため、奥多摩町公共温泉施設「もえぎの湯」などへチップを供給する。

① 供給計画

東京都下水道局 多摩川上流水再生センター（昭島市）	1,300トン
もえぎの湯（奥多摩町）	250トン

② チップ製造施設の概要

ア 設置場所

東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1074 番外

イ チップ製造機械一覧

・木材チップパー	1 台	・グラップルローダ	1 台
・ホイールローダ	1 台	・チップ運搬車両	1 台
・工場建屋	1 棟	(188.5 m ²)	

(6) 森林を守る都民基金事業

① 森林総合利用事業

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、森林とのふれあいの場を提供する事業を実施する。

- 森林浴登山 5 回
- 森林ふれあい教室 3 回

② 林業労働力就労安定事業

安定した林業労働力を確保するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、林業従事者の技術力の向上や労働災害の未然防止に資する事業を実施する。

ア 現場技術者等育成事業

- ・林業機械講習等受講費の助成 (10 件)

イ 林業労働災害未然防止事業

- ・林業事業体の現場技術者が購入する自己注射用エピネフリン注射液の購入費用の助成 (50 件)

(7) 情報提供・普及啓発事業

① 東京の森と木WEBサイト運営事業

東京都、多摩地域の自治体や森林や林業に関する団体が構築したWEBサイトの管理・運営を受託し、都民への森林・林業の普及啓発、木製品・特産品等の情報を総合的に発信する。

② 多摩産材情報センター事業

多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや木を使うことの大切さを継続的に普及啓発・PRするため設置された情報センターの運営を受託し、供給者・利用者各々の情報収集と相互に情報提供、供給者の製品と利用者のニーズとのマッチングを行う。

また、東京ビッグサイト等の展示会に出展し、多摩産材のPRに努めるとともに、センター主催の展示会を行う。

③ にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業【新規】

より多くの都民に対して多摩産材をPRするため、駅や大規模商業施設等の不特定多数の都民が訪れる一定規模以上の施設において、民間事業者が壁や床の木質化、什器などに多摩産材を活用した場合に、その経費を補助する。本事業は東京都から出えんされた基金により実施する。

- ・業務内容 申請書の受付業務、審査会の運営業務

5 緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）

緑の募金により森林整備と都市緑化を推進するとともに、東京を緑豊かな都市とするための苗木生産供給を行う。

（1）緑の募金事業

全国の緑の募金活動と連携し、自治体、団体、企業、学校等からの募金を活用して普及啓発、森林整備・都市緑化推進を行う。

① 緑の募金活動

東京における緑の募金活動の事務局として、募金協力団体への募金資材（緑の羽根、募金箱、緑化運動ポスター、冊子等）の配布や、募金管理などを通じ、募金活動全般を支える。

目標額	50,000千円
期 間	春期：3月1日～5月31日 秋期：9月1日～10月31日
方 法	家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他
募金活動強化策	<p>ア 一般募金</p> <p>① 募金協力団体等との情報交換やネットワークの強化を図り、増強に努める。</p> <p>② 積極的に各種イベントに参加し、PR及び募金への協力を呼びかける。</p> <p>③ 緑の募金に売上金の一部を募金する自動販売機の設置を拡大する。</p> <p>イ 事業指定募金</p> <p>企業等へ、事業指定募金による森林整備事業への協力を働きかける。</p>
協力団体	区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガールスカウト、ボーイスカウト、森林パトロール隊、JA東京グループ、森林木材関係団体、東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、NPO法人森づくりフォーラムなど

② 普及啓発活動

ア 緑化運動ポスター原画・標語の募集（7～9月）、原画・標語展の開催（2月）及びポスターの掲示（募金協力団体等による）

・原画・標語の募集対象：小・中・高校生等

イ PR活動

・都営交通全車両への車内広告（4月）

・緑の募金PR用花壇の設置（11～12月）

- ・新聞への広告掲載(西多摩新聞)(2月)

ウ 募金キャンペーン

- ・「みどりの感謝祭」への参加及び緑の募金キャンペーンの実施(5月)
- ・「木と暮しのふれあい展」、「東京都農業祭」などイベントへの出展(6月及び10～11月)

エ 「緑の募金実績」の発行(年1回)

③ 森林整備・都市緑化推進事業

森林や樹木のもつ水源かん養、環境保全等様々な機能をより発揮させるために森林を整備するとともに、山村住民と都市住民との交流を図り、森林・林業に対する理解を深める。また、街や学校・福祉施設等に花苗や苗木を配布・植栽するなど、区市町村とともに、都市の緑化を推進する。

ア 共生の森事業の実施

事業賛同者から預かった緑の募金等により、森林整備を図る。

- ・「奥多摩共生の森」事業

所在地：奥多摩町氷川字大沢入 面積：11.13ha
 植栽：平成15～17年度 樹種スギ、トチノキ等
 施業内容：除伐(植栽から10年経過したため)、見回り管理等を実施

- ・「共生・協働の森(成木)」事業

所在地：青梅市成木8丁目 面積：0.54ha
 植栽：平成21～22年度 樹種スギ、ヒノキ、コナラ等
 施業内容：下刈り等保育管理、募金者対象の体験イベントを実施

イ 緑の募金公募事業の助成

ボランティア団体等が実施する森林整備等に助成する。 20団体

ウ 募金協力団体の募金事業への助成

区市町村、ガールスカウト、ボーイスカウト等が実施する森林整備等に助成する。 40団体

エ 社会公共施設(学校、社会福祉施設)の緑化事業への助成

10か所

オ 自治会・企業による森林整備等への支援

- ・自治会による植樹
- ・企業による森林ボランティア活動
- ・企業による、区市町村への苗木配布

カ 国土緑化推進機構の事業を活用した森林整備等への支援

- ・ふるさとの森林再生事業への助成 1件
- ・学校環境緑化モデル事業への助成 1件
- ・ふるさとの杜・樹木活力調査の実施 4件

(2) 苗木生産供給事業

公共事業や公共施設などの緑化推進に寄与するため、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を行っている。東京都から業務を受託し、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

【根拠法令等】 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年 条例 216）
緑の東京 10 年プロジェクト（平成 19 年 6 月）など

① 苗木の購入計画

- ア 購入本数 300 千本
- イ 購入樹種 48 種

② 苗木の栽培管理委託計画

市街化区域内の農家に苗木の栽培管理を委託し、2～4 年間育成する。

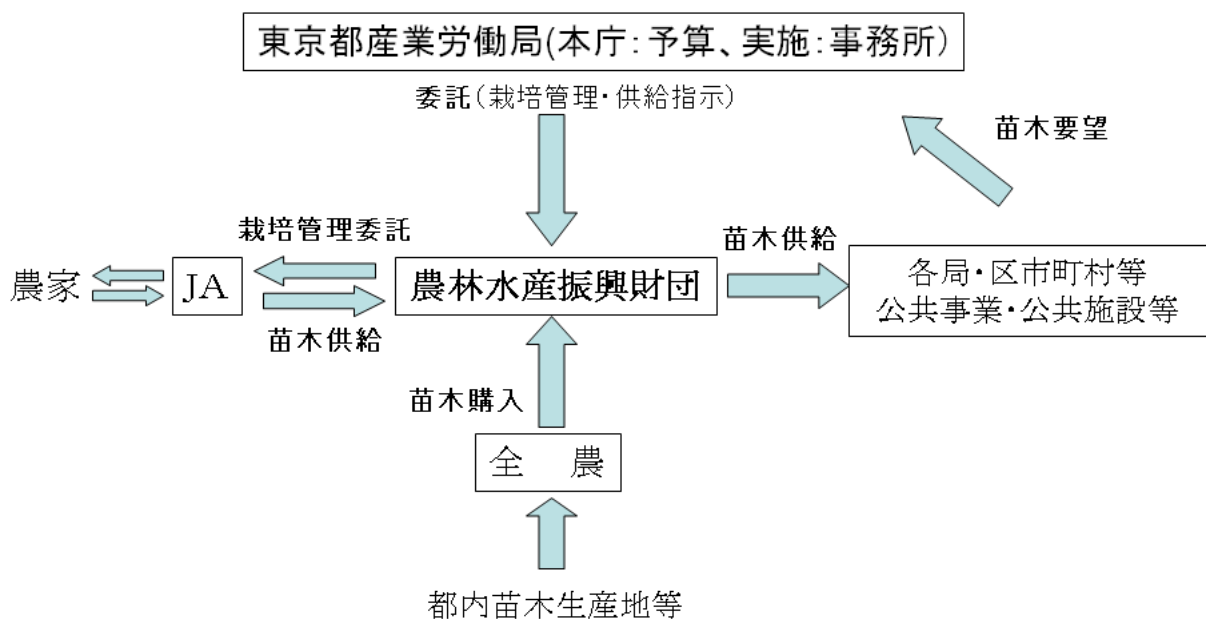
- ア 栽培本数 720 千本（平成 23～27 年度購入分から）
- イ 委託面積 21.0ha
- ウ 委託契約 12 J A（うち掘取運搬を含めた委託契約：5 J A）

③ 苗木の供給計画

東京都の指示に基づき、都や区市町村等の公共事業、公共施設等に供給する。

- ア 供給本数 300 千本
- イ 供給樹種 48 種

【事業のしくみ】



6 試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）

（1）農林総合研究センター事業

東京都から業務を受託し、東京の農林業及び食品産業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、農林・食品事業者や都民に対し技術支援や情報提供を行う。

① 試験研究事業

〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉えるとともに、将来を見通して東京の農林業・食品産業の発展に有用な試験研究を推進する。平成28年度は、東京オリジナルの製品開発や生産力強化に向けた技術開発、食の安全安心確保など、新規10課題を含む52の研究課題に取り組む。また、研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、産学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、研究成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

- ア 試験研究の効率的な運営・管理
- イ 外・内部評価委員会の開催
- ウ 研究成果発表会
- エ 農業技術研修生の受入れ
- オ 各種研究報告書の発行

〔園芸技術科〕

東京農業の主力品目である野菜・果樹・花きについて、東京オリジナルの新品種や新製品の開発、省エネ、省力、低コスト等に配慮した先進的栽培技術などの生産力強化に向けた技術開発により、限られた農地で高収益を上げることのできる園芸作経営を確立する。

- ア バイテク技術等を利用した東京特産品種の育成〔研究課題 6テーマ〕
- イ 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 3テーマ〕
- ウ 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕

〔生産環境科〕

農作物の最適な生産環境と農産物の安全性を確保するため、化学合成農薬のみに依存しない病害虫総合管理技術や、作物に最適な土壌管理技術、農薬の安全使用と残留特性などの研究開発を行う。

- ア 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- イ 病害虫総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕
- ウ 土壌総合管理技術及び農作物の機能性成分解明〔研究課題 3テーマ〕

[畜産技術科]

東京型酪農経営モデルの構築や、トウキョウ X の体外受精卵移植技術、家畜の繁殖改善技術および乳房炎制御技術などを開発し、高品質・安全・効率的な畜産物の生産により畜産経営の安定を図る。また、悪臭防除技術の開発など畜産環境の改善により、都市と共存できる畜産を確立する。

- ア 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 1テーマ〕
- イ 畜産の生産性向上技術開発〔研究課題 6テーマ〕
- ウ 有機資源管理・利用技術の開発〔研究課題 1テーマ〕

[緑化森林科]

緑あふれる東京を創出するとともに、東京の植木産業の振興を図るため、様々な都市空間における緑化技術の開発や緑化場面を彩る新樹種の選定を行う。

また、東京の森林産業を育成し、都民共有の財産である森林をより価値のあるものとして再生・保全するため、広葉樹林や花粉の少ない森林など、将来を見据えた森林づくりに向けた技術開発を行う。

- ア 緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- イ 豊かな森づくり技術の開発〔研究課題 4テーマ〕

[江戸川分場]

地域特産作物の安定した生産や都市型の高度集約農業を展開する江東地域の農業生産の振興を図るため、コマツナなどの軟弱野菜の生産安定技術、パンジー・ポインセチアなどを鉢花・切り花利用する上での生産安定・商品性向上技術を開発する。

- ア 江東地域における高度集約型園芸技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

[食品技術センター]

歴史と伝統に培われた東京の食品産業の強みを活かし、各食品分野において競争力のある魅力的な製品、安全性や機能性などに着目した製品、都内産の農林水産物を活用した製品などの開発に取り組む。また、先進性が高く、波及効果の大きい技術開発、製品開発を目指すことにより都内食品産業の活性化を図る。

- ア 食の安全性確保技術と機能性食品の開発〔研究課題 2テーマ〕
- イ 地域の資源を活用した食品開発〔研究課題 6テーマ〕

② 受託・共同研究事業

農林総合研究センターが有する現場に密着した試験研究の蓄積を活かし、生産現場の課題解決や政策課題の実現をめざした研究を推進するため、都から先端的施設園芸技術を開発する「東京農業イノベーションプロジェクト」や「PPV緊急防除区域におけるウメの早期成園化技術の実証試験」、東京産の花と植木の活用促進に向けた「花と緑の夏プロジェクト」を受託するなど、都や国、民間からの受託研究を推進する。

また、公設試験研究機関として農林総合研究センターの研究力を向上させるため、競争的資金などの外部資金を活用して、企業・大学・国の独立行政法人研究機関などと連携し共同研究（25件）を行う。農商工連携研究など分野横断的な研究開発にも積極的に取り組む。

③ 調査・分析等業務

東京都が定める要領等に基づき、農畜産物の成分や農薬残留などのモニタリング調査業務などを実施し、その結果を都に報告する。

ア 高品質畜産物普及定着事業

受精卵移植を行う中核的な技術者等の養成を行うため講習会を開催する。また、牛群検定組合加入農家を対象に乳成分分析結果に対する指導を実施する。

イ 畜産環境対策事業

畜舎排水の分析調査を行い、畜産農家の水質汚濁防止に関する状況を報告する。

ウ 農産物安全確保調査分析事業

都内産農産物の残留農薬分析や放射性物質の測定を行い、安全性確保のためのデータを報告する。また、その他の有害物質の土壌・作物中の含有量を調査し、農産物の安全性確保に供する。

エ 農薬適正指導強化事業

農薬を適正に使用した場合の農作物や土壌中の残留性等の追跡調査を実施し、農薬の安全性を確保するための基礎資料を提出する。また、東京特産作物に対する農薬の効果・残留試験を実施し、登録拡大に向けた資料を作成する。

④ 技術相談・依頼試験・試験機器の利用公開

生産者等からの技術相談に応じるとともに、依頼を受け、分析等の業務を行う。また、食品技術センターの研究設備を貸し出して、食品企業等の研究開発に資する。

- ・技術相談 1,100件
- ・依頼試験 448件
- ・試験機器利用 810件

〈研究施設の概要〉

立川庁舎、青梅庁舎、江戸川庁舎、日の出試験林および食品技術センターの各施設で試験研究を行う。

施設名	建物面積	土地面積
立川庁舎	11,564.14 m ² (36棟)	149,884.23 m ²
青梅庁舎	10,519.33 m ² (77棟)	258,409.44 m ²
江戸川庁舎	2,870.98 m ² (12棟)	19,772.75 m ²
日の出庁舎	<75.64 m ² (6棟)>	127,448.56 m ²
食品技術センター	1,906.21 m ² (秋葉原庁舎1階の一部および6～8階)	

※農林総合研究センター機能の維持

東京都による農林総合研究センター（立川庁舎）の大規模改修（平成27～28年度）に伴い、立川庁舎敷地内の仮設庁舎と、他の研究施設へ一時移転した実験室などにおいて、農林総合研究センターの調査・試験・研究等の機能を維持する。また、食品技術センター（秋葉原庁舎）の改修工事（平成28～29年度）に伴い、試験・研究、技術支援等の業務を庁舎内で移動し、継続して実施する。

(2) 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

① 栽培漁業センター事業

東京都から業務を受託し、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り、基幹産業の漁業を支援するため、アワビ、サザエ及びフクトコブシ種苗の生産・配付を行う。

なお、平成23年国内でアワビ類の感染症（キセノハリオチス症※）が確認されたため、国が策定した「キセノハリオチス症防疫ガイドライン」に従って、東京都においても種苗の生産・配付を中止した。平成25年9月、国のガイドラインの一部が改正され、OTC（オキシテトラサイクリン：抗生物質）の投与によって陰性が確認された親貝を使用した種苗生産が認められた。このため、これに基づく都の方針により、フクトコブシ種苗の配付を平成28年度から再開する。

ア 種苗生産

平成28年度種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 16.6 万個の配付
	生産	29 年度配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 67.3 万個の配付
	生産	29 年度配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	種苗 37.0 万個の配付
	生産	29 年度配付用種苗の採卵・飼育

・フクトコブシ配付再開の経緯

26 年度 27 年度試験配付に向けた種苗の生産

27 年度 試験配付（13.2 万個）

28 年度配付用種苗の生産

28 年度 配付再開

イ 施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

ウ 試験研究

健康で活力ある種苗の育成技術開発に係る研究等を行う。

・フクトコブシ種苗生産試験（継続・キセノハリオチス症対策）

※キセノハリオチス症(OIE(国際獣疫事務局)リスト疾病)は、アワビ類(クロアワビ、エゾアワビ、メガイアワビ、トコブシ等)以外の魚介類には感染せず、人にも感染しない。17℃程度以上の水温で発症し、摂食障害、衰弱、足筋の委縮などの症状が出る。国内では平成23年3月に初めて鳥取県で確認された。

② 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都から業務を受託して冷水性魚類の種苗を生産し、河川漁協や養殖漁協などへ配付することによって、内水面の水産資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。また、生産する種苗の質の維持向上及び魚病対策を行う。

ア 種苗生産

ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ及びイワナの種苗を生産・配付する。

平成28年度配付規模

品 種	配 付 数
ニジマス	稚魚 25 万尾、発眼卵 21 万粒
ヤマメ	稚魚 24 万 5 千尾、発眼卵 100 万粒
奥多摩やまめ	稚魚 2 万尾、発眼卵 9 万粒
イワナ	稚魚 1 万尾、発眼卵 10 万 1 千粒

上記に関わる養殖の技術指導を行う。

奥多摩やまめの振興に関する技術開発及び普及を行う。

イ 施設管理

奥多摩さかな養殖センターの施設（入川、海沢の2箇所）の維持管理を行う。

③ 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜の生産・配付を行う。

また、これらの畜産物の生産拡大を図るための技術指導、飼育農家の開拓や都民消費の拡大、畜産業に対する啓発活動等（家畜とのふれあいや食農教育）も併せて実施する。特に、「トウキョウX」については、生産拡大を図るため、指導体制を強化し、新規農家の開拓を積極的に進めていく。

さらに、農林総合研究センター畜産技術科と協力し、青梅庁舎全体の衛生管理を徹底し、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚流行性下痢（PED）等の家畜伝染病の予防対策を実施する。特に、PEDについては、財団青梅庁舎豚流行性下痢対策マニュアルに基づき防疫対策を徹底して再発防止に努める。

ア 種畜生産・配付

平成28年度種畜配付規模

種畜の種類		配付数
トウキョウX	種豚	雄 40頭・雌 120頭
東京しゃも		24,000羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うこっけい		14,000羽
受託孵化	種卵	50個

上記に関わる飼育技術・衛生管理指導を行う。

イ 施設管理

青梅畜産センターの施設の維持管理を行う。また、平成30、31年度に予定されている施設の再編整備に向け、平成27年度に作成した基本計画を踏まえて畜舎、管理・体験棟、研究棟、イベント広場などの整備内容の具体的な検討を行う。

- ・建物面積 2,135.88 m²
- ・土地面積 5,409.45 m²

(3) 環境保全型農業の推進事業

有機農業などの環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産配付を通じ、堆肥づくりや堆肥の利用等について広報・普及を図る。

① 有機農業堆肥センター事業

財団の自主事業として、東京都からの補助を受けて優良堆肥を生産し、堆肥を有効に活用する農業者や有機農法の実践農家等へ有償配付する。

また、堆肥の生産、利用等の情報交換を図り、積極的に施設・技術を公開し、循環型社会の仕組みづくりや環境と調和した農業の推進に役立てる。

なお、堆肥の安全性の確認と供給先農家に安心して使用してもらえるよう、生産した堆肥の放射性セシウムを定期的に測定する。

ア 堆肥生産目標量 465 t

イ 堆肥供給目標量 465 t

ウ 優良堆肥生産技術の実証、視察・研修の受け入れ、情報交換、講習会の実施

Ⅲ 法人管理

1 評議員・評議員会

- (1) 評議員 11名以上 21名以内
- (2) 評議員会の開催（定例1回：6月下旬）

2 理事・理事会

- (1) 理事 7名以上 9名以内
- (2) 理事会の開催（定例3回：6月上旬、11月下旬、3月下旬）

3 内部管理の推進

- (1) コンプライアンス及び情報の共有化の徹底
 - ・コンプライアンス委員会の開催による各種取組の進行管理
 - ・安全衛生年間計画の着実な実施による労働災害の防止
 - ・汚職防止等点検委員会の定期的開催等による汚職等非行の防止
 - ・自己検査の実施による適正な経理事務処理
- (2) 固有職員の育成
 - ・中核的人材への育成に向けた研修の充実、ジョブローテーションの実施
- (3) 危機管理能力の維持・向上
 - ・BCP等に基づく訓練実施による脆弱性の把握と改善
 - ・鳥インフルエンザ対策訓練の継続実施
 - ・豚流行性下痢（PED）対策の継続実施

IV 参考資料

1 組織の概要

(1) 機構

財団の機構は、3つの法定機関で構成されており、その組織及び任務は次のとおりである。

また、東京都知事からの指定を受け、6つの指定法人として事業を実施している。

<法定機関>

① 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

(1) 評議員人数：11名以上21名以内

(2) 定例評議員会：年1回（6月下旬）

② 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画書及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた職務を行う。

○ 理事長・・・財団を代表し、その業務を遂行する。

○ 業務執行理事・・・理事長を補佐する。

○ 理事・・・理事会を構成し、職務を遂行する。

(1) 理事人数：7名以上9名以内

(2) 定例理事会：年3回（6月上旬、11月下旬、3月下旬）

③ 監事

財団の業務及び財団の状況、ならびに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

(1) 監事人数：1名以上2名以内

<法令による指定法人>

① 東京都青年農業者等育成センター

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していこうとする農業法人等からの就農相談、情報提供などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成8年4月）。

② 東京都林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業への就業の円滑化、認定事業主による雇用管理の改善及び事業の合理化を推進するため、研修や求人の委託募集、林業就業資金や高性能林業機械の貸し付け及び就労希望者に対する相談・指導などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成10年4月）。

③ 東京都農地中間管理機構

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地を継続的に有効活用し、担い手の経営規模拡大等による農地利用の効率化・高度化を促進するため、農業振興地域における農地の借受け、貸付け等を行い、担い手への農地集積・集約化を支援する法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成26年12月）。

④ 東京都野菜価格安定法人

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定野菜事業等の適正な実施を図るため、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成3年3月）。

⑤ 東京都肉用子牛価格安定基金協会

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用牛生産者補給金制度の運営を確実かつ円滑に実行し、肉用牛生産農家が生産者補給金交付契約を締結する法人を明確化するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成15年4月）。

⑥ 東京緑化推進委員会

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金の健全な発展と併せて緑化運動を推進するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成10年4月）。なお、当委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する「緑の募金運営協議会」を年2回開催している。

<指定管理者制度に基づく事業受託>

① 東京都立食品技術センター

東京都より指定管理者としての指定を受け、東京都立食品センター事業を受託している。

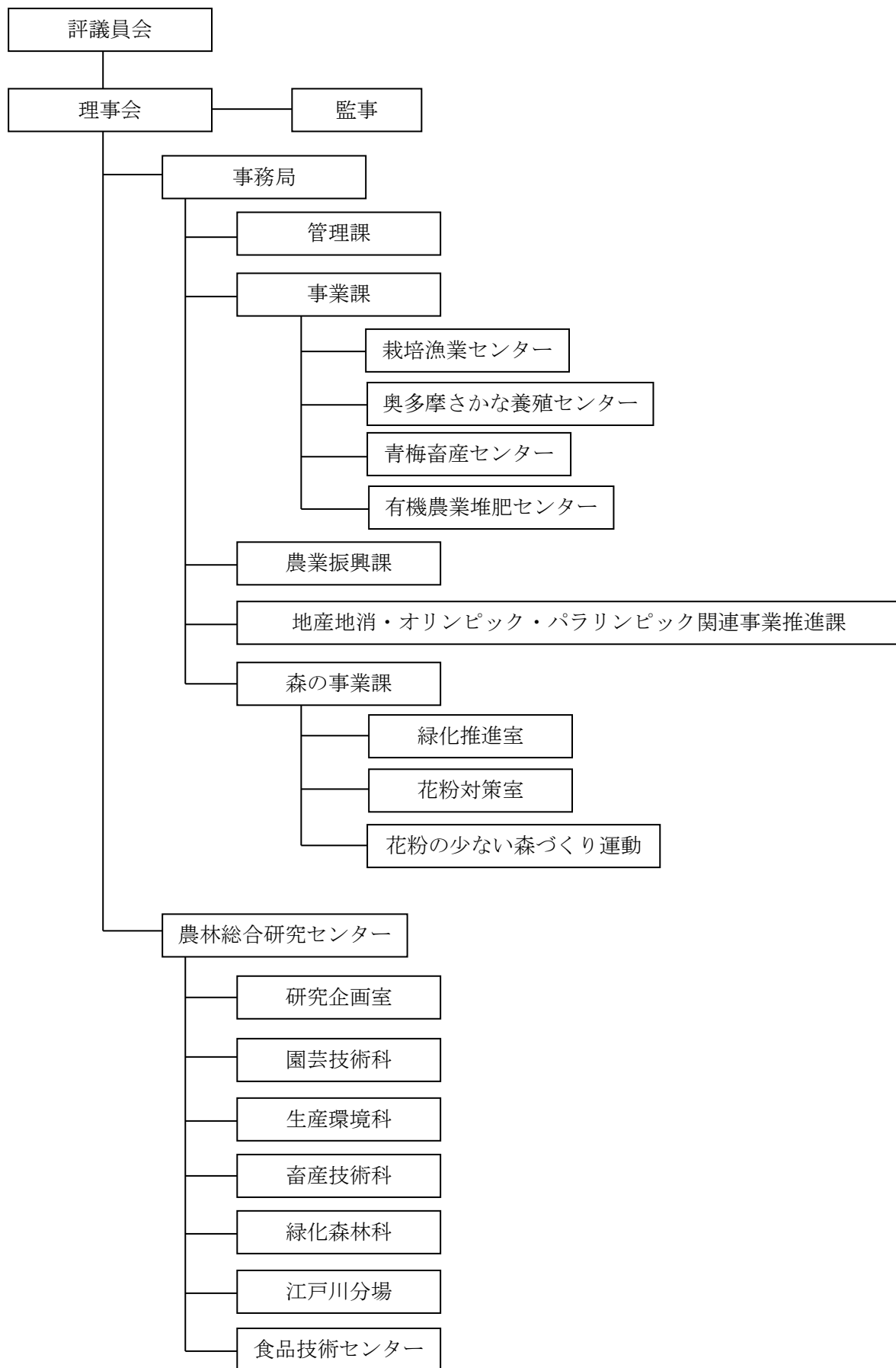
【受託期間】 平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

※都立食品技術センターの指定管理者として、新たに平成28年度から5年間の指定を受けた。

(2) 組織



(3) 職員数

(単位：人)

所属		管理課	事業課	農業振興課	地産地消・オリンピック・パラリンピック関連事業推進課	森の事業課	農総研	合計
財団固有	職員	8	8	3	2	4	5	30
	任期付契約職員 (嘱託員)	5	7	5	2	12	22	53
	計	13	15	8	4	16	27	83
都派遣	職員	7	18	4	4	20	78	131
	計	7	18	4	4	20	78	131
合計		20	33	12	8	36	105	214

※ 理事長を除く

(平成28年4月1日付配置数)

2 事業計画総括表

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模	
		28年度予算	27年度予算
公益目的 事業	公1 後継者等対策事業	124,684	59,917
	(1) 新規就業者支援事業	18,689	9,303
	(2) 経営活動促進事業	8,187	7,704
	(3) 都民交流事業	9,364	9,634
	(4) 林業労働力確保支援センター事業	26,526	32,322
	(5) 情報提供・普及啓発事業	61,918	954
	公2 経営安定対策事業	153,187	59,537
	(1) 農作業サポーター支援事業	10,304	10,304
	(2) チャレンジ農業支援事業	32,626	30,497
	(3) 農地保有合理化事業	5,730	6,019
	(4) 農地中間管理事業	17,974	12,717
	(5) 農林水産物認証取得支援事業	86,553	0
	公3 森林整備事業	1,967,542	1,759,378
	(1) 分収林事業	265,765	449,145
	(2) 都民との協働による森林づくり事業	73,571	35,776
	(3) 都行造林事業	43,330	38,160
	(4) 森林循環促進事業	1,299,868	1,159,338
	(5) 木質バイオマス事業	33,807	36,406
	(6) 森林を守る都民基金事業	13,000	16,741
	(7) 情報提供・普及啓発事業	238,201	23,812
	公4 緑の募金・緑化推進事業	373,729	379,849
	(1) 緑の募金事業	51,729	58,649
	(2) 苗木生産供給事業	322,000	321,200
公5 試験研究・成果還元事業	1,474,914	1,035,631	
(1) 農林総合研究センター事業	1,065,956	664,806	
(2) 農林水産資源拡大事業	374,287	336,167	
(3) 環境保全型農業の推進事業	34,671	34,658	
	合 計	4,094,056	3,294,312

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模	
		28年度予算	27年度予算
その他 事業	他 1 生産安定対策事業	94,441	74,241
	(1) 野菜価格安定対策事業	47,369	46,135
	(2) 畜産振興事業	47,072	28,106
	合 計	94,441	74,241
	総 計	4,188,497	3,368,553

※ 事業規模は事業費を記載

3 収支の概要

(単位：千円)

区分	収益／費用	内 訳	金 額
公益目的 事業会計	収 益	基本財産運用益	3,800
		特定資産運用益	8,925
		事業収益	237,095
		受取補助金等 その他収益等	2,302,355
		計	4,073,192
	費 用	事業費	4,094,056
	当期経常増減額		△20,864
収益事業 等会計	収 益	基本財産運用益	3
		特定資産運用益	16
		受取補助金等	64,906
		その他収益等	29,516
		計	94,441
	費 用	事業費	94,441
	当期経常増減額		0
法人会計	収 益	基本財産運用益	7,989
		特定資産運用益	50
		受取補助金等	155,967
		その他収益等	2
		計	164,008
	費 用	管理費	165,934
	当期経常増減額		△1,926
合 計	収 益		4,331,641
	費 用		4,354,431
	当期経常増減額		△22,790
	一般正味財産期末残高		458,811
	指定正味財産期末残高		5,774,472
	正味財産期末残高		6,233,283

